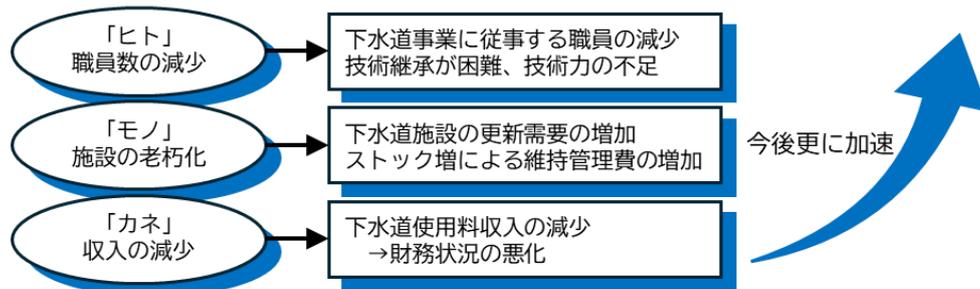


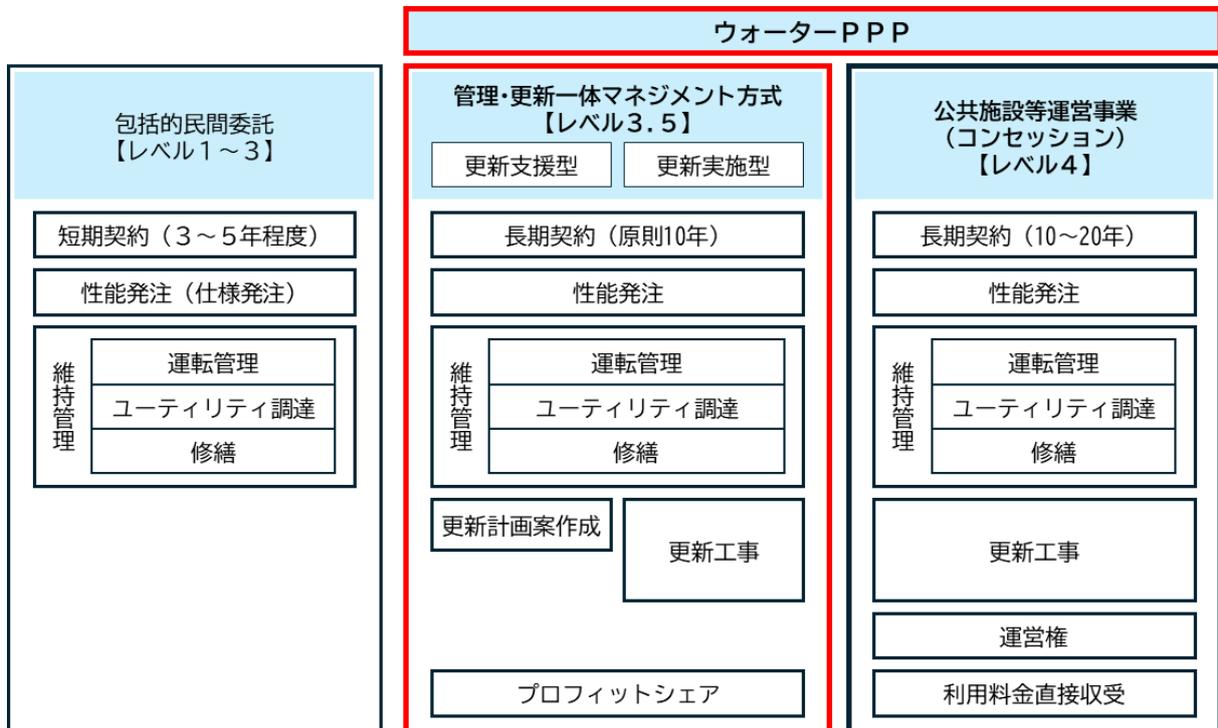
ウォーターPPPの導入について

1 概要

PPP/PFI(官民連携)手法の導入は、下水道事業の持続可能性を確保することを目的とした、「ヒト」「モノ」「カネ」の各課題への対応策の一つです。



ウォーターPPPは、水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業(コンセッション)【レベル4】に加え、コンセッションに段階的に移行するための新たな官民連携手法である「管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】」を含めた取り組みであり、内閣府のPPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)(以下、「アクションプラン」という。)において、その導入拡大を図ることが位置づけられております。



なお、管理・更新一体マネジメント方式は、

- ①原則10年とする長期契約 ②性能発注
③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア※

の4要件を満足することが求められております。

※民間事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト縮減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する仕組み。

2 これまでの取り組み

アクションプランにおいて、汚水管の改築に係る国費支援に関し「ウォーターPPP導入を決定済み」であることを令和9年度以降に要件化することが明記されているため、現在本市においても導入に向けた取り組みを進めているところです。

(1) ウォーターPPP事前検討会議（令和6年度）

令和6年度に、都市局下水道室(当時)の係長級を中心としたウォーターPPP事前検討会議（以下、「事前検討会議」という。）を立ち上げ、下水道事業における課題の抽出並びにウォーターPPPの対象とする施設及び業務についての事前検討を行いました。

検討会議において、本市では管理・更新一体マネジメント方式の導入を軸に今後検討を進めていくこととしました。

(2) ウォーターPPP導入可能性調査（令和7年度）

国の令和6年度補正予算において、本市の官民連携事業に対する予算措置がなされたことから、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託を発注し、令和7年7月に契約を締結しました。

現在は、先の事前検討会議における検討内容を踏まえ、ウォーターPPP導入を前提とした導入可能性調査の準備を進めているところです。

3 検討方針

ウォーターPPPの導入検討は、少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設（管路・ポンプ場・処理場）とすべての業務を対象として進めることとされており、導入可能性調査の中で最終的な対象範囲を設定してまいります。

なお、ウォーターPPPの導入においては、民間事業者の参入が必要不可欠であり、市内業者を含む民間事業者に対して参入意欲等についてアンケート調査や個別ヒアリングなどを行い、実現可能な対象範囲及び事業スキームを設定してまいります。

4 今後の予定^{※1}

令和7年10月	職員アンケート（対象：下水道事業に従事する市職員） 指名アンケート（対象：市内業者中心）
12月	公募アンケート（対象：すべての民間事業者（市ホームページにて））
令和8年1月	個別ヒアリング（対象：公募アンケート回答者）
3月	対象範囲及び事業スキーム決定
令和8年度	入札公募準備、入札公募 ^{※2}
令和9年度	事業者選定、契約・引継ぎ
令和10年度～	事業実施

※1 上記は現段階の予定であり、今後の検討状況により変更となる場合があります。

※2 入札公募をもって「ウォーターPPP導入を決定済み」とみなされます。